

# 福岡県公報

平成30年8月31日  
第4022号

## 目次

### 告示 (第745号-第752号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 2
- 道路の占用の制限 (道路維持課) ..... 2
- 救急病院の認定 (医療指導課) ..... 3
- 救急病院でなくなった病院 (医療指導課) ..... 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 4

### 公告

- 大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例に基づく災害の指定 (消防防災指導課) ..... 4
- 県営土地改良事業計画の決定 (農村森林整備課) ..... 4
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 4
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 5
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 5
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 5
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 5

- (中小企業振興課) ..... 5
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (障がい福祉課) ..... 6
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 6
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 6
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) ..... 6

### 公安委員会

- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (初心者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課) ..... 7
- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (経験者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課) ..... 7
- 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活保安課) ..... 8
- 警備員指導教育責任者講習の実施 (警察本部生活保安課) ..... 8
- 警備業法第23条に規定する検定の実施 (警察本部生活保安課) ..... 11

## 告示

### 福岡県告示第745号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年8月31日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区間                               | 幅員 (メートル)       | 延長 (メートル) |
|----------|-------|-----|-------|----------------------------------|-----------------|-----------|
| 朝倉 県道    |       | 安谷線 | 前     | 朝倉市佐田1664番1先から<br>朝倉市佐田1664番3先まで | 6.2<br>～<br>7.2 | 29.8      |

|  |  |  |   |                                  |                  |      |
|--|--|--|---|----------------------------------|------------------|------|
|  |  |  | 後 | 朝倉市佐田1664番1先から<br>朝倉市佐田1664番3先まで | 7.7<br>～<br>14.5 | 29.8 |
|--|--|--|---|----------------------------------|------------------|------|

**福岡県告示第746号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年8月31日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区間                               | 幅員<br>(メートル)     | 延長<br>(メートル) |
|----------|-------|-----|-------|----------------------------------|------------------|--------------|
| 朝倉       | 県道    | 安谷線 | 前     | 朝倉市佐田1613番4先から<br>朝倉市佐田1611番1先まで | 3.4<br>～<br>6.9  | 174.5        |
|          |       |     | 後     | 朝倉市佐田1613番4先から<br>朝倉市佐田1611番1先まで | 3.4<br>～<br>17.8 | 174.5        |

**福岡県告示第747号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年8月31日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区間 | 幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) |
|----------|-------|-----|-------|----|--------------|--------------|
|          |       |     |       |    |              |              |

|    |    |     |   |                                |                 |      |
|----|----|-----|---|--------------------------------|-----------------|------|
| 朝倉 | 県道 | 安谷線 | 前 | 朝倉市佐田498番1先から<br>朝倉市佐田496番1先まで | 5.8<br>～<br>7.6 | 31.7 |
|    |    |     | 後 | 朝倉市佐田498番1先から<br>朝倉市佐田496番1先まで | 5.8<br>～<br>7.9 | 31.7 |

**福岡県告示第748号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年8月31日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年8月31日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 路線名    | 供用開始の区間                         |
|----------|--------|---------------------------------|
| 朝倉       | 甘木田主丸線 | 朝倉市小田745番1先から<br>朝倉市小田1659番1先まで |

**福岡県告示第749号**

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年8月31日

福岡県知事 小川 洋

- 1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び図面縦覧場所

|       |        |   |           |
|-------|--------|---|-----------|
| 道路の種類 | 路線名    | 占用を制限する区域                               | 図面縦覧場所    |
| 県道    | 甘木田主丸線 | 朝倉市小田 745 番 1 先から<br>朝倉市小田 1659 番 1 先まで | 朝倉県土整備事務所 |

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成30年9月14日

**福岡県告示第750号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成30年8月31日

福岡県知事 小川 洋

| 病院の名称           | 所在地            | 有効期間                         |
|-----------------|----------------|------------------------------|
| 医療法人輝栄会福岡輝栄会病院  | 福岡市東区千早4-14-40 | 平成30年6月18日から<br>平成33年6月17日まで |
| 社会保険直方病院        | 直方市須崎町1-1      | 平成30年7月29日から<br>平成33年7月28日まで |
| 医療法人春成会樋口病院     | 春日市紅葉ヶ丘東1-86   | 平成30年8月1日から<br>平成33年7月31日まで  |
| 医療法人文佑会原病院      | 大野城市白木原5-1-15  |                              |
| 医療法人正明会諸岡整形外科病院 | 筑紫郡那珂川町片縄3-81  |                              |
| 医療法人社団廣徳会岡部病院   | 糟屋郡宇美町明神坂1-2-1 |                              |

|                                  |                   |                             |
|----------------------------------|-------------------|-----------------------------|
| 福岡青洲会病院                          | 糟屋郡粕屋町長者原西4-11-8  | 平成30年9月1日から<br>平成33年8月31日まで |
| 医療法人恵真会渡辺整形外科病院                  | 糸島市前原1811-1       |                             |
| 医療法人福田病院                         | 大川市大字向島1717-3     |                             |
| 医療法人白髭会足達消化器科整形外科医院              | 大川市榎津332-2        |                             |
| 医療法人社団慶仁会川崎病院                    | 八女市津江538          |                             |
| 新行橋病院                            | 行橋市道場寺1411        |                             |
| 福岡山田病院                           | 福岡市東区箱崎3-9-26     |                             |
| 医療法人恵光会原病院                       | 福岡市南区若久2-6-1      |                             |
| 村上華林堂病院                          | 福岡市西区戸切2-14-45    |                             |
| 社会医療法人天神会新古賀病院                   | 久留米市天神町120        |                             |
| 医療法人相生会宮田病院                      | 宮若市本城1636         |                             |
| 医療法人和浩会安藤病院                      | 福岡市城南区別府1-2-1     |                             |
| 独立行政法人労働者健康安全機構九州労災病院門司メディカルセンター | 北九州市門司区東港町3-1     |                             |
| 健和会大手町病院                         | 北九州市小倉北区大手町15-1   |                             |
| 東和病院                             | 北九州市小倉南区守恒本町1-3-1 |                             |
| 製鉄記念八幡病院                         | 北九州市八幡東区春の町1-1-1  |                             |
| 社会福祉法人恩賜財団済生会支部福岡県済生会八幡総合病院      | 北九州市八幡東区春の町5-9-27 |                             |
| 医療法人しょうわ会正和中央病院                  | 北九州市八幡西区八枝3-13-1  |                             |

**福岡県告示第751号**

次に掲げる病院は、平成30年6月17日付けで、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院でなくなったので、同令第2条第2項の規定により告示する。

平成30年8月31日

福岡県知事 小 川 洋

| 病 院 の 名 称      | 所 在 地         |
|----------------|---------------|
| 医療法人輝栄会福岡輝栄会病院 | 福岡市東区千早5-11-5 |

### 福岡県告示第752号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年8月31日

福岡県知事 小 川 洋

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名            | 変更前後別 | 区 間                                  | 幅 員<br>(メートル)     | 延 長<br>(メートル) |
|----------|-------|----------------|-------|--------------------------------------|-------------------|---------------|
| 久留米      | 県道    | 甘 木 井 線<br>吉 井 | 前     | うきは市吉井町福永128番先から<br>うきは市吉井町福永131番先まで | 3.6<br>～<br>5.4   | 146.0         |
|          |       |                | 後     | うきは市吉井町福永128番先から<br>うきは市吉井町福永131番先まで | 11.5<br>～<br>17.3 |               |

## 公 告

### 公告

大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例（平成28年福岡県条例第33号）第2条の規定に基づき、次の災害を同条例による使用料及び手数料の免

除等の措置を適用する災害として指定したので、これを公示する。

平成30年8月31日

福岡県知事 小 川 洋

### 1 指定した災害

平成30年7月豪雨による災害（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号に該当する災害として災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けたもの。）

### 2 指定の有効期間

平成30年7月12日から平成32年7月11日までの間

### 3 指定した日

平成30年7月12日

### 公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成30年8月31日

福岡県知事 小 川 洋

| 縦覧に供する書類                        | 縦覧期間                         | 縦覧場所  |
|---------------------------------|------------------------------|-------|
| 県営雷山用水地区土地改良（農業用排水施設整備）事業計画書の写し | 平成30年8月31日から<br>平成30年10月2日まで | 糸島市役所 |

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年8月31日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名称 スーパーセンタートライアル甘木店
  - (2) 所在地 朝倉市屋永字西原4309番1 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年8月31日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名称 スーパーセンタートライアル行橋店
  - (2) 所在地 行橋市北泉四丁目1457-1 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年8月31日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名称 スーパーセンタートライアル行橋上津熊店
  - (2) 所在地 行橋市上津熊字フジタ103番1 外8筆
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年8月31日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名称 スパイシーモール新飯塚
  - (2) 所在地 飯塚市立岩字黒ノ本964番32、字帯田1049番11
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年8月31日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ゆめマート福津

(2) 所在地 福津市中央六丁目17

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

### 公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施せずに福岡県身体障害者福祉法施行細則（平成12年福岡県規則第125号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部障がい福祉課に備え置きます。

平成30年8月31日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成18年9月厚生労働省告示第528号）の一部改正並びに「補装具費支給事務取扱指針」（平成30年3月23日付障発0323第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別紙）及び「補装具費支給事務取扱要領」（平成30年3月23日付障企自発0323第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知別紙）の制定等を踏まえ、所要の規定の整備を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成30年8月24日

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年8月31日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

宗像市葉山二丁目358番2、358番3、508番2及び508番3

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

北九州市八幡西区則松一丁目7番15号

株式会社ホンダカーズ北九州

代表取締役 梶谷 利徳

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年8月31日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫野市石崎一丁目200番1、200番8、282番1、282番7及び282番8並びにこれらの区域内の水路である市有地の全部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

山口県下関市竹崎町四丁目1-22-6F

株式会社エストラスト

代表取締役社長 笹原 友也

### 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により豊前市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年8月31日

福岡県知事 小川 洋

京築広域都市計画地区計画の変更（平成30年8月14日豊前市告示第53号）

公安委員会

## 福岡県公安委員会告示第235号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成30年8月31日

福岡県公安委員会

## 1 講習会の日時、場所等

## (1) 講習会の日時

平成30年10月24日（水） 午前10時00分から午後5時00分までの間

## (2) 講習会の場所

飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署 会議室

## (3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

## 2 講習の時間及び科目

| 時 間              | 科 目                                    |
|------------------|--|
| 午前10時00分～午後3時30分 | 猟銃及び空気銃の所持に関する法令<br>猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い |
| 午後3時30分～午後4時30分  | 講習内容に関する考査                             |
| 午後4時30分～午後5時00分  | 考査結果の公表<br>(合格者に対する講習修了証明書の交付)         |

## 3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト

「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。

- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

## 福岡県公安委員会告示第236号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成30年8月31日

福岡県公安委員会

## 1 講習会の日時、場所等

| 日 時                               | 場 所                             | 開催警察署 |
|-----------------------------------|---------------------------------|-------|
| 平成30年10月18日（木）<br>午後1時30分～午後4時30分 | 福岡市博多区博多駅前二丁目8番24号<br>博多警察署 会議室 | 博多警察署 |
| 平成30年10月19日（金）<br>午後1時30分～午後4時30分 | 豊前市大字荒堀535番地1<br>豊前警察署 会議室      | 豊前警察署 |
| 平成30年10月30日（火）<br>午後1時30分～午後4時30分 | 朝倉市甘木225番地1<br>朝倉警察署 会議室        | 朝倉警察署 |

## 2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

## 3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。

- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

**福岡県公安委員会告示第237号**

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

平成30年8月31日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

| 日 時                               | 場 所                               | 射撃方法   | 受講可能人員 |
|-----------------------------------|-----------------------------------|--------|--------|
| 平成30年11月1日(木)<br>午前9時00分～午後5時00分  | 筑紫野市大字柚須原<br>223番地25<br>福岡県立総合射撃場 | トラップ射撃 | 各日18名  |
| 平成30年11月8日(木)<br>午前9時00分～午後5時00分  |                                   |        |        |
| 平成30年11月15日(木)<br>午前9時00分～午後5時00分 |                                   |        |        |

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

| 日 時                              | 場 所                               | 射撃方法          | 受講可能人員 |
|----------------------------------|-----------------------------------|---------------|--------|
| 平成30年11月1日(木)<br>午前9時00分～午後5時00分 | 筑紫野市大字柚須原<br>223番地25<br>福岡県立総合射撃場 | 大口徑<br>ライフル射撃 | 15名    |

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円（福岡県領収証紙）を納付すること。

- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

**福岡県公安委員会告示第238号**

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

平成30年8月31日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第2号に係る警備業務

2 講習の種別、期日、時間及び場所

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

| 講習期日 | 講習時間 | 講習場所 |
|------|------|------|
|      |      |      |



|                                 |  |                                  |
|---------------------------------|--|----------------------------------|
| 平成30年10月17日（水）から同年10月24日（水）までの間 | 午前9時30分から午後4時35分まで（最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。） | 北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター |
|---------------------------------|--|----------------------------------|

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

(2) 追加取得講習

| 講習期日                            | 講習時間  | 講習場所                             |
|---------------------------------|---|----------------------------------|
| 平成30年10月22日（月）から同年10月24日（水）までの間 | 午前9時30分から午後4時35分まで（初日の講習については、午後1時00分から開始する。最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。） | 北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター |

3 受講定員

(1) 新規取得講習

38名

(2) 追加取得講習

10名

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る

。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、前記4(1)アからオまでのいずれかに該当する者

5 受講申込手続等

(1) 受付期間

平成30年9月25日（火）から同年9月27日（木）までの午前9時00分から午後5時00分までの間

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号

福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

ア 新規取得講習

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）1通

※ 同申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(イ) 前記4(1)に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

a アに該当する者

最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明す

る警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）及び履歴書

b イに該当する者

合格証明書（1級）の写し

c ウに該当する者

合格証明書（2級）の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

d エに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し

e オに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

イ 追加取得講習

(ア) 前記5(3)アに掲げる書面

(イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 講習受講手数料

ア 新規取得講習

38,000円

イ 追加取得講習

14,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず前記5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込み

を行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

(1) 各講習最終日に修了考査を実施する。

(2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込み時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。

また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること（各受講者への貸与ロッカー有り）。

(2) 講習に関する問合せは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活保安課警備係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生

活安全刑事課)又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。

- (4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

### 福岡県公安委員会告示第239号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第7条の規定により公示する。

平成30年8月31日

福岡県公安委員会

#### 1 検定の種別

- (1) 貴重品運搬警備業務1級  
(2) 施設警備業務1級

#### 2 検定の実施日、時間及び場所

- (1) 貴重品運搬警備業務1級

| 実施日           | 実施時間                 | 実施場所                                |
|---------------|----------------------|-------------------------------------|
| 平成30年12月4日(火) | 午前9時00分から午後6時00分までの間 | 北九州市門司区小森江三丁目9番1号<br>福岡県警察警備員教育センター |

- (2) 施設警備業務1級

| 実施日           | 実施時間                 | 実施場所                                |
|---------------|----------------------|-------------------------------------|
| 平成30年12月5日(水) | 午前9時00分から午後6時00分までの間 | 北九州市門司区小森江三丁目9番1号<br>福岡県警察警備員教育センター |

※ 上記各表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

#### 3 受検定員

各検定15名

#### 4 受検資格

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

- (1) 申込時に、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事している期間が1年以上であるもの  
(2) 都道府県公安委員会が前記(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

#### 5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験(5枝択一式20問)の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格(90パーセント以上の成績に満たない場合)となった者については実技試験を行わない。

#### 6 学科試験及び実技試験

- (1) 貴重品運搬警備業務1級

##### ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両(以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。)並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(エ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。

(オ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

##### イ 実技試験

(ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(イ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。

(ウ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## (2) 施設警備業務1級

## ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(エ) 施設警備業務の管理に関すること。

(オ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## イ 実技試験

(ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(イ) 施設警備業務の管理に関すること。

(ウ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## 7 検定申請手続等

## (1) 事前（電話）受付期間

平成30年10月29日（月）から同年10月31日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

## (2) 受検申請手続期間

事前（電話）申込日及びその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

## (3) 受検申請手続場所

ア 住所地を管轄する警察署

イ 営業所を管轄する警察署

## (4) 必要書類

## ア 必須書類

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）

(イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(ウ) 1級の受検資格を疎明する、以下のいずれかの書類

a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該種別の合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書等）

b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面（1級検定受検資格認定書）

## イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

## (5) 検定手数料

ア 貴重品運搬警備業務1級 16,000円

イ 施設警備業務1級 16,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

## (6) 申請方法

ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず前記7(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、前記7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、前記7(4)

に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法（郵送等）による申込みは、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記7(2)の受検申請手続期間内（2日間）に受検申請手続を行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続は、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

#### 8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

#### 9 その他

(1) 検定当日は、受検票、筆記用具、警笛（警笛は貴重品運搬警備業務1級受検者のみ）及び動きやすい服装（靴）を必ず持参すること。

(2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を守る条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。

(4) 福岡県領収証紙の売りさばき人情報については、福岡県のホームページ（URL：<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f04/kkaikei.html>）で確認することができる。